法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならない。

第三十六条の三十六の次に次の四条を加える。

第三十六条の三十六の二　法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第三十四条の十五第三項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第三十六条の三十六の三　法第三十四条の十五第三項第四号ホに規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一　申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者

二　申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

三　申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

四　申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一　申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者

二　申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

三　申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

四　申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一　申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

二　法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可を受けた者、認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けた者又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けた者であること。

三　家庭的保育事業等を行つていた者又は保育所を設置していた者であること。

第三十六条の三十六の四　法第三十四条の十五第三項第四号トの規定による通知をするときは、法第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十六条の三十六の五　法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

第三十六条の三十七から第三十六条の三十九までを次のように改める。

第三十六条の三十七　法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

一　廃止又は休止の理由

二　現に保育を受けている児童に対する措置

三　廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分

四　休止しようとする者にあつては休止の予定期間

前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

第三十六条の三十八　法第三十四条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容

二　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　条例、定款その他の基本約款

四　職員の定数及び職務の内容

五　主な職員の氏名及び経歴

六　事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

七　事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

八　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

九　事業開始の予定年月日

法第三十四条の十八第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。